

## 高齢雇用継続基本給付金 ～これから60歳を迎える方へ～

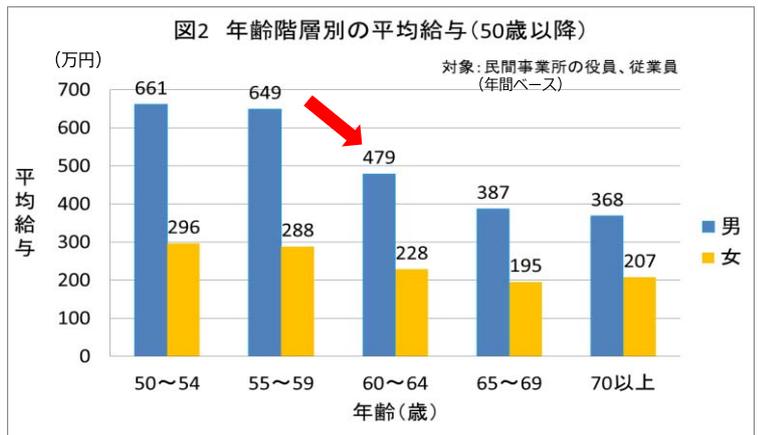
### 10人に1人が60歳以上の労働者

日本の生産年齢人口（15歳～64歳）は、平成7年の8,726万人をピークに減少局面に入り、平成27年には7,728万人となっています。国立社会保障人口問題研究所では、平成41年には7,000万人を割ると推計しています。

政府は、高齢者の雇用を安定させるため、60歳定年を見直し、平成18年4月に65歳までの雇用確保措置（「定年の引上げ」「継続雇用制度の導入」「定年廃止」のうち、いずれかを実施する）を企業に義務付けました。

図1のとおり、60歳以上の常用労働者が増え続けています。平成29年10月の厚生労働省公表の集計によると、従業員3人以上の企業では60歳以上の常用労働者数は347万人を超え、11.3%を占めているとしています。一方で、図2のとおり、60歳以降の平均給与は、59歳までの給与に比べて少ない現実がみられます。特に男性が顕著となっています。

政府は、60歳前半半の雇用を促進するため、「高齢雇用継続基本給付金」の制度を設けています。今回、この給付金制度についてご紹介します。



※国税庁 平成28年分民間給与実態統計調査をもとに岐阜信用金庫作成

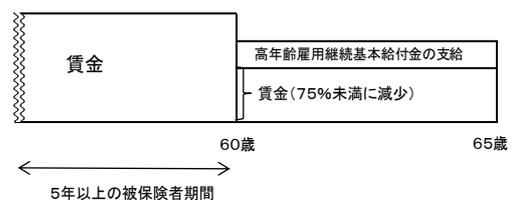
### 高齢雇用継続基本給付金

高齢雇用継続基本給付金は、60歳以降も引き続き勤務を続けるか、再就職して雇用保険の被保険者となる場合に、雇用保険から支給されます。支給期間は、60歳から65歳に達する月までです。

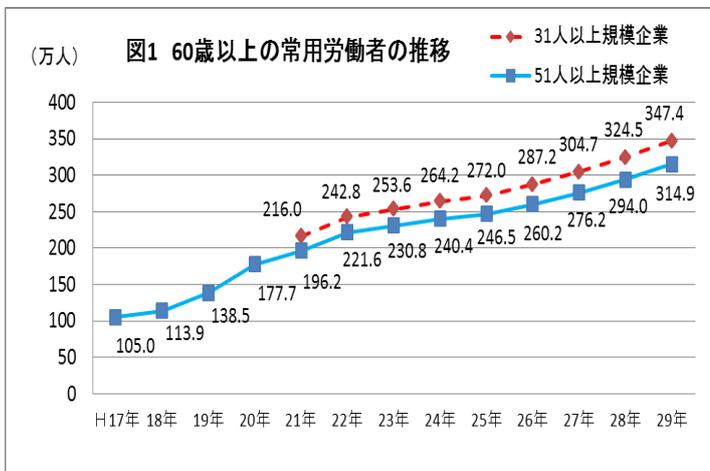
支給条件は、①支給対象月の賃金（給料）が、60歳の誕生日前日の賃金月額に比べて75%未満に低下していること②雇用保険の被保険者期間が5年以上あることです。

支給額は、賃金（給料）の15%を原則（賃金の低下率によって、賃金の15%を上限として変動します）とし、賃金との合計で357,864円（平成29年8月1日現在）を上限としています。

図3 高齢雇用継続基本給付金の概要



高齢雇用継続基本給付金の申請手続は、事業主を経由して行います。



平成29年高齢者の雇用の状況：厚生労働省

## 在職老齢年金

60歳前半の年金（60歳～65歳）は段階的に支給開始年齢が引き上げられています。在職老齢年金とは、老齢厚生年金の受給権者が厚生年金の被保険者である場合、年金月額（年金額を12で割った金額）と「総報酬月額相当額※」に応じて、年金の全部または一部が支給停止されるものです。

※総報酬月額相当額とは、標準報酬月額と、賞与を12で除した額との合算額をいいます。

## 在職老齢年金と高年齢雇用継続基本給付金の併給調整

在職老齢年金と高年齢雇用継続基本給付金は合わせて受給することもできます。注意したいのは、年金の一部が支給停止されることです。支給停止される額は、標準報酬月額（賞与は含まない）の6%の範囲内です。

## 事例紹介

では最後に、給料を含めトータルでいくらかの収入になるのか、月額ベースで事例を紹介します

●事例
性別:男性
生年月日:昭和33年11月30日
定年前の給料:370,000円(賞与は含まない)
継続雇用後の給料:200,000円
賞与:年240,000円÷12ヶ月 =20,000円
63歳～65歳の年金額:1,200,000円
年金月額:1,200,000円/12=100,000円※1

### 60歳～62歳まで

①継続雇用後の給料:200,000円  
 ②高年齢雇用継続基本給付金:30,000円  
 =200,000円×15%  
 毎月の受取総額(①+②):  
 200,000円+30,000円=230,000円

### 63歳～65歳まで

①継続雇用後の給料:200,000円  
 ②高年齢雇用継続基本給付金:30,000円  
 ③在職老齢年金:80,000円  
 支給停止額…20,000円  
 =(220,000円※2+100,000円※1  
 -280,000円※3)÷2  
 支給額…年金月額100,000円-支給停止額  
 20,000円=80,000円  
 ④高年齢雇用継続基本給付金の併給調整による年金  
 の支給停止額※4:12,000円  
 =200,000円×6%  
 毎月の受取総額(①+②+③-④):  
 200,000円+30,000円+80,000円  
 -12,000円=298,000円

- ※1 63歳からもらえる年金額を12で割った金額。60歳前半の年金は、段階的に支給開始年齢が引き上げられている。
- ※2 給料を標準報酬月額等級表に当てはめると、標準報酬月額は200,000円となる。標準報酬月額200,000円+賞与分20,000円=総報酬月額相当額220,000円となる。
- ※3 総報酬月額相当額と年金月額の合計が28万円を超えると、超えた分の2分の1が支給停止になる。
- ※4 高年齢雇用継続基本給付金と在職老齢年金を合わせて受給した時に、標準報酬月額の6%の範囲内で、年金が支給停止となる。

